

日本学術会議総会

「研究活動における不正の防止策 と事後措置」



日本学術会議副会長

小林良彰

2014 年 4 月 10 日

日本学術会議講堂

続発する「責任ある研究活動」に関わる問題

- ・研究費の不正使用
- ・論文捏造・偽造・盗用
- ・科学研究の利用の両義性

本人の意図に反した目的に悪用される可能性

- ・オーサーシップ

著者：「発表された研究の内容に責任を持ち、
研究において十分な貢献を果たした人々」

国際医学雑誌編集者委員会(1985)

- ・東電福島原発事故以降の科学に対する信頼変化

日本学術会議の取組

第19期

学術と社会常置委員会

- ・報告「科学におけるミスコンダクトの現状と対策—科学者コミュニティの自律に向けて—」発出（平成17年7月）

第20期

科学者の行動規範に関する検討委員会設置（平成17年10月）

- ・声明「科学者の行動規範について」発出（平成18年10月）

第21期

- ・幹事会声明「東日本大震災からの復興と日本学術会議の責務」発出（平成23年9月）

第22期

幹事会附置 日本学術会議改革検証委員会 学術と社会及び政府との関係改革検証分科会設置（平成24年5月）

- ・声明「科学者の行動規範—改訂版—」発出（平成25年1月）

幹事会付置 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会

- ・提言「科学研究における不正の防止策と事後措置」（平成25年12月）

行動規範行動規範改定版のポイント

・論文捏造・偽造・盗用

Ⅱ. 公正な研究 で下記を再録

7（研究活動）

「科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。

（中略）研究・調査データの記録保存や厳正な取扱を徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない」

行動規範改定版のポイント

・論文捏造・偽造・盗用

I. 科学者の責務 に下記項目を追加

2(科学者の姿勢)

「科学者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。」

行動規範改定版のポイント

・教育啓発の徹底

II. 公正な研究

8(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

で下記を加筆

「ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に(取り組む)」

行動規範改定版のポイント

・科学研究の利用の両義性

Ⅲ．社会の中の科学 で下記項目を追加

6(科学研究の利用の両義性)

「科学者は、自らの研究の成果が、科学者の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。」

行動規範改定版のポイント

・オーサーシップ

Ⅱ．公正な研究

7(研究活動)に下記を加筆

「科学者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じた功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。」

日本学術会議提言「研究活動における不正の防止策と事後措置 ～科学の健全性向上のために～」について

平成25年12月
日本学術会議
SCIENCE COUNCIL OF JAPAN

日本学術会議においては、従前より科学研究における健全性の向上に関する取組を実施。

- ・報告「科学における不正行為とその防止について」の公表（平成15年6月）
- ・報告「科学におけるミスマネジメントの現状と対策」の公表（平成17年7月）
- ・声明「科学者の行動規範について」の公表（平成18年10月）

しかしながら、

- 依然として、研究不正に関する事案が発生
- 東日本大震災を契機に研究者の責任の問題がクローズアップ

- 声明「科学者の行動規範—改訂版—」の公表（平成25年1月）
- 会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」公表（平成25年7月）
- 「科学研究における健全性の向上に関する委員会」設置（平成25年8月）
→平成25年12月の提言に向け、集中的に審議。

「研究活動における不正の防止策と事後措置～科学の健全性向上のために～」

研究不正を防止するための実効性ある措置として、以下のような取組の実現を提案。

●事前防止策

- ・行動規範教育の普及啓発活動
- ・行動規範に基づく研修プログラムの作成
- ・研究機関における研修プログラムによる行動規範教育の必修化
- ・競争的資金申請時等における行動規範教育既修の義務化
- ・競争的資金に基づく雇用時の行動規範教育既修の義務化
- ・競争的資金による研究助成に基づく契約時の誓約書提出
- ・研究機関及び科学者コミュニティにおける組織ガバナンスの確立
- ・研究機関における不正への対応等に係る調査
- ・データの保存及び公開

●事後対応策

- ・研究機関における対応措置の強化
 - －当該研究機関において第三者委員会（外部有識者が過半数）を設置して速やかに処理
 - －公益通報受付機関を設置
- ・研究不正に関する第三者機関
 - －当該機関における対応が不十分である場合、外部の科学者コミュニティに第三者機関を設置
- ・研究不正事案の公表
 - －研究不正事案を公開して再発防止に努めるとともに、研修プログラムの拡充に活用

提言

- | | |
|---|---|
| 研究者

研究機関

研究資金
配分機関 | 高い倫理性をもって誠実かつ謙虚に科学研究を遂行

・倫理綱領、行動規範を制定・整備し普及・浸透
・申立て受理、審理、裁定の手続を明確化・周知

・研究機関・組織における手続の規程や実施を監視
・研究不正が生じた場合の最終的判断と必要な措置 |
|---|---|

科学者
コミュニティ

- ・研究機関・組織による研究不正の調査に専門家を派遣
- ・発生した研究不正の学問上意味や重みについての見解の提示

《日本学術会議の役割》

- ・「科学者の行動規範-改訂版」の普及、研修プログラムの作成支援
- ・科学者コミュニティのガバナンス確立に対する助言と支援
- ・第三者委員会及び第三者機関の求めに応じた専門家の選定・派遣

ご清聴有り難うございました。